

令和7年12月22日

第23回 匿名医療・介護情報等の提供に関する委員会

資料 2



厚生労働省

ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

40歳未満の事業主健診情報等のNDBへの収載について

保険局医療介護連携政策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

NDBに収載されている情報の拡大

NDBでは、第三者提供を令和元年度に法定化し、レセプト情報と特定健診情報等の提供を令和2年に開始して以降、収載情報及び第三者提供対象となる情報を拡充している。

レセプト（医科・DPC・調剤・歯科）

診療（調剤）報酬明細書情報（H21.4診療分～）

◎主なデータ

- ・患者情報（性別、年齢、診療年月、傷病名）
- ・医療機関所在地
- ・診療行為等（診療行為/医薬品コード、量、回数）
- ・請求点数

特定健診・特定保健指導

特定健康診査・特定保健指導情報（H20.4実施分～）

◎主なデータ

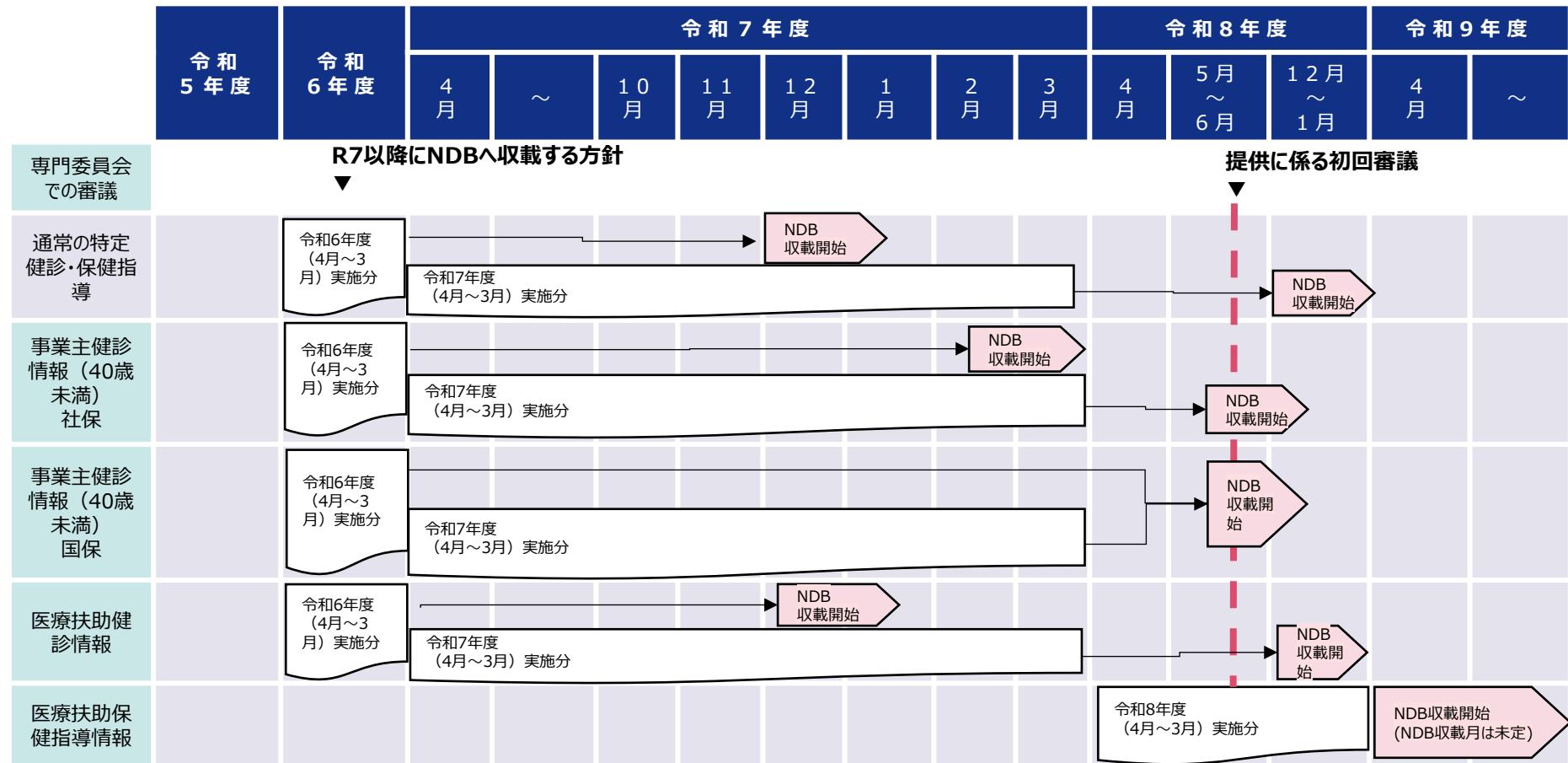
- ・受診者情報（性別、年齢、実施日）
- ・質問票情報（喫煙歴、飲酒）
- ・健診項目・結果（身長、体重、血圧、血糖、肝機能）
- ・保健指導情報（指導日、指導内容）



年度	収載・提供が開始された情報
令和3年度	<ul style="list-style-type: none">・医療機関コード、薬局コード、保険者番号等を加工した情報・公費負担の有無に係る情報・公費負担医療のみのレセプト情報
令和4年度	<ul style="list-style-type: none">・ID5※（レセプト：R4.2診療分～、特定健診情報等：R2.4実施分～）・患者居住地情報、所得階層情報（R4.3診療分～）
令和5年度	<ul style="list-style-type: none">・医療扶助のレセプトにおけるID5※（R6.3診療分～）
令和6年度	<ul style="list-style-type: none">・死亡情報（R5.4提出分～）・訪問看護レセプト情報（R6.6実施分～）・自衛官のレセプトにおけるID5※（R6.11診療分～順次）
令和7年度 以降	<ul style="list-style-type: none">・事業主健診情報（40歳未満）・医療扶助の健診情報・保健指導情報

※ID5：最古の個人単位被保険者番号等のハッシュ値

新たなNDB収載時期と提供開始の審査時期について（案）



※1. 40歳未満の事業主健診情報等のNDBへの収載が令和8年2月から開始されることについて、令和7年7月に通知を発出済み

※2. 福祉事務所等が支払基金に提出する令和6年度以降に実施した被保護者の特定健康診査に相当する健康診査の実施状況に関する結果が、令和7年12月からNDBに収載されることについて、令和6年1月通知発出

※3. 医療扶助保健指導情報の審査開始については令和8年度以降に検討する。

(参考資料) NDB収載・提供情報の基本的考え方

1 NDBについて

【NDBの収載・情報提供】

- 厚生労働省は、高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高確法」）に基づき、医療費適正化計画の作成・実施・評価に資するため、保険者等からデータの提供を受け、NDBに収載している。
- 厚生労働省は、医療費適正化計画の作成・実施・評価に資する目的で、自ら調査・分析を行うとともに、国民保健の向上に資する目的で相当の公益性を有する分析等を行う者に対して提供することができる。

【NDBの安全管理措置】

- NDBは、高確法に基づき、個人特定できないよう氏名等を削除し、匿名化した形でデータを収集している。
- NDB利用者は、高確法に基づき、他の情報と照合等の禁止義務、利用後のデータ消去、安全管理措置、不当な目的利用等の禁止などの義務が課されている。
- 厚生労働省は、法令違反などの疑いがある場合には、法律に基づく立入検査・是正命令を行うことが可能。

※NDB利用の成果物は、公表前に、個人情報の保護の観点から、希少疾患など個人が特定されないか（最小集計単位が10未満となっているか）を確認などを講じている。

2 収載・提供情報の基本的考え方

- NDBの収載・提供情報については、
 - 医療費適正化計画での利用、国民保健の向上に資する研究利用の目的
 - 個人特定の可能性や、それに対する対応方法等の安全管理措置
 - 収載に要する事務負担・システム整備等の費用

といった視点を踏まえ、専門委員会の意見を聞きつつ、必要な見直しを行っている。

(参考資料) 事業主健診情報（40歳未満）について

1 事業主健診情報（40歳未満）

【事業主健診情報（40歳未満）】

- 令和4（2022）年1月より、効率的・効果的な保健事業を推進するため、保険者は、事業者等に対して事業主健診情報（40歳未満）※1を提供するよう求めることができ、提供を求められた事業者等は事業主健診情報を提供する法的な仕組みが設けられた。
- これにより、事業者等から提供を受けた事業主健診情報を加入者が、マイナポータルで自身の健診情報を閲覧することが可能となるとともに、医療機関等で加入者の同意の下、加入者の医療情報や健診情報等を確認することが可能となる。
- 現在、令和5（2023）年度中に、事業主健診情報（40歳未満）をマイナポータルを通じて閲覧可能とするため、支払基金等の「特定健診等データ収集システム」及び「オンライン資格確認等システム」等を改修中※2である。
- なお、事業主健診情報をNDBに収載するためには、支払基金のシステム改修が必要である。

※1 労働安全衛生法に基づき実施する健診 ※2 システム改修費等は厚生労働省から補助

2 NDB収載のニーズと対応案

- 事業主健診情報（40歳未満）は、悉皆データではないが、事業主健診情報（40歳未満）をもとに、生涯を通じた予防・健康づくりに向けて、経年的な健康課題の把握・対策への活用など、政策立案や研究結果の精度の向上が期待できる。
- 事業主健診情報（40歳未満）の追加によって、個人が特定されないよう、引き続き、法律に基づく安全管理措置等を講じる。
- 事業主健診情報（40歳未満）の情報収載は、支払基金内の「特定健診等データ収集システム」を経由する想定であり、支払基金内のシステム改修でNDB収載が可能である。

- ▶ 必要な予算を確保した上でシステム改修を行うとともに関係省令を改正し、令和7（2025）年度以降にNDBの収載・提供を開始してはどうか。

(参考資料) 生活保護受給者の保健指導情報について(案)

1 生活保護受給者の保健指導情報

【医療扶助(生活保護)のオンライン資格確認導入】

- 生活保護の医療扶助については、令和6(2024)年3月に、オンライン資格確認が開始された。医療扶助のオンライン資格確認導入により、これまで紙媒体で運用されている医療券・調剤券(医療券等)や自治体内等でのみ活用されていた情報(健診情報等)が、オンライン資格確認等システム等で管理されるようになった。

【被保護者の保健指導情報】

- 被保護者の健診情報については、令和6-7年度にかけて、システム改修を行うとともに関係省令を改正し、令和7年度からNDBの収載・提供を開始することが予定されている。

2 NDB収載のニーズと対応案

- 被保護者の健診情報に加えて、保健指導情報もNDBに収載することで、健康状態の実態を正確に把握することができ、介入の効果・必要性の検討など政策立案や研究結果の精度の向上が期待できる。
- 福祉事務所からNDBへの保健指導情報の情報収載は、支払基金内の「特定健診等データ収集システム」を経由する想定であり、支払基金内のシステム改修でNDB収載が可能である。
- 被保護者の保健指導情報の追加によって、個人が特定されないよう、引き続き、法律に基づく安全管理措置等を講じる。

▶既に収載を予定している健診情報に加えて、必要な予算を確保した上でシステム改修を行うとともに関係省令を改正し、保健指導情報についても令和8年度(令和7年度実施分)からNDBの収載・提供を開始してはどうか。